

特権的な退職金へらせ

市長など特別職も一般職と同等に

9月8日の市議会本会議一般質問で、私は市長など特別職の退職金についてただしました。このテーマは今回で3回目となりますが、前回まで「なくせ」と主張していたのを変えて、今回は「一般職員並みにしてはどうか」と提案しました。

一般職の公務員の退職金は、在職10年未満では「1年につき1ヵ月」の計算で支給されます。4年ならば4ヵ月です。ところが、市長は「1年につき4.5ヵ月」、1期4年で18ヵ月、金額では1900万円という優遇ぶりです。

特権的かつ身分差別的な方式

しかも、特別職の中でも右の表（1期4年分での比較）のように支給月数がみな違っていています。表を見ると、副市長は市長の下、教育長はその下、水道局長はその下となり、監査委員は一般職員並みと位置づけられているようです。つまり「エライ順」に退職金にランクがあるということです。

一般職では、勤務年数だけが基準で、部長だ課長だという「エライ順」のランクはありません。基準となる給与の額に差はありますが、月数の差はありません。

私は「このような特権的かつ身分差別的な退職金規定はやめて、一般職職員と同じ制度にすること」を提案しました。市長答弁は、以前より1割削減しているので、このままで良いというものでした。しかし、市長には絶大な権限と責任があり、その権限と責任にふさわしい給与が保障されていることで充分で、さらに退職金まで上乘せする必要はない、と私は思います。

職種	支給月数
一般職	4.0
市長	18.0
副市長	12.6
教育長	9.0
水道局長	7.92
監査委員	4.0

国保の病院窓口負担の減免規定を

国民健康保険法第44条 1項 保険者は特別の理由のある被保険者で、保険医療機関に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免又は徴収猶予の措置をとることができる。

法律に書いてあるのに現場では実行されていない

生活に困窮している市民は、病院にかかるときに3割払うことになっている負担金を減免してもらえると、国保法には明記されています。ところが、鈴鹿市をはじめ多くの自治体では、市の条例にも規則にもその減免の内容がなく、実際は窓口負担を払えなければ病院にかかれません。せっかく法律に書いてあることが、現場では行なわれていない、「絵に描いた餅」になっています。

例えば、生活保護が廃止となった世帯には、次の日から高い国保税が課税されます。保護基準を少し上回った程度では、かえって負担がふえて生活が苦しくなります。その上に病気になって病院に行けば、保護のときは払わなくても良かった3割負担をどうしても払わなければなりません。ガマンして医者にかからなければ、病気が重くなり、また生活困窮におちいります。

厚生労働省も「何とかせよ」と自治体に通知

さる7月1日、厚生労働省が「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」と通知を出し、「一部負担金減免等の適切な運用」と「生活保護との連携」を地方自治体によびかけました。それほど事態が悪化しているとの認識を厚労省がもっているのです。

私は市議会一般質問で、鈴鹿市も早急に制度を整えて、条例での制度の明記、減免基準と適用方法、市民および医療機関への周知を行なうよう求めました。市当局は「国の動向を見て検討」と答えましたが、私は「国の動向よりも、市民の動向を見るべきだ」と注文をつけました。

大阪府や広島県では制度適用がすすんでいて、広島市では、申請時の平均収入が生活保護基準の1.3倍以下の世帯が対象になり、1.1倍以下は全額免除となります。三重県では3自治体で制度はありますが、適用はゼロです。だれもが安心して医者にかかれるように、制度の整備が急がれます。

新消防庁舎の建設基本設計できる

9月29日の市議会全員協議会に、新しい消防庁舎の計画図面が示されました。新庁舎は、今の消防本部の東側、旧水道局跡地に建設されます。4階建ての庁舎と消防・救急車両の車庫棟からなり、1・2階には中央消防署、3・4階には消防本部が配置されます。

新しい特徴は、市役所本庁の災害対策本部のサブ機能、消防団の本部用の部屋、また女性消防署員の配置のために女性専用の仮眠室などが作られます。車庫棟は東西両側から出入りできる構造で、中央道路にすぐに出られます。

財政的にもきびしい時期ではありますが、市民を災害から守る拠点施設の強化は待ったなしです。来年に着工、2011年完成の予定です。

図書購入費一般財源、たった77万円

08年度の決算書を見ていると、市立図書館の図書購入費2000万円の財源として、「宝くじ」からの助成金が1922万3千円となっていました。そうすると、図書購入費のうち一般財源（市民の税金）は、たったの77万7千円しか充てられていないことになります。

助成金の目的は「文化振興」ということですが、これでは一般財源を減らす目的のために流用されているにすぎません。図書購入費が3000万円からいきなり1000万円も減らされたまま、もう4年になります。それを元へ戻すのに助成金を使うのなら目的に合っていますが、市費をケチるために助成金を当てるとは本末転倒です。本当に恥ずかしいことです。

刈り取り後の秋の田に水を張る

今年のがが田の稲の収穫量は7俵半でした。去年は9俵半と史上最高の豊作でしたが、今年も平年並みとなりました。それでも自分で作った新米の味は、格別です。

3年前から、刈り取り後の田んぼを起こして水を満タンに張っています。人が「また田植えかいな？」と不思議がっていますが、これはワラを腐らせて来年の肥料にするための方法なのです。草が生えないという利点もあります。わずか1反の田だからこんなことが出来るのですが、そのせいか、米がだんだんおいしくなっているような気がします。

ずいそう



「学問のすすめ」を読む

1万円札でしょっちゅうお目にかかっている人物で、日本中のだれもが知っている有名人・福沢諭吉。「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」というフレーズも、知らない人はいない。にもかかわらず、その「学問のすすめ」を私も読んだことがなかった。

明治大教授の斎藤孝氏が学生に「学問のすすめ」を読んだことがあるか聞いたところ、数百人に聞いてもゼロであった。その理由は、文語体で書かれているからではないかと斎藤氏は考え、現代語に訳して出版したところ、けっこうな評判になっている。私もそれで読む気になった一人である。

新しい時代をリードした福沢諭吉の進歩思想

本を開いて読み始めると、ひじょうに分かりやすい文体と内容で、一晩で読み終えてしまった。言っている中身も、それが明治5年から9年という時期、人々の頭からまだちょんまげが取れていない頃に、現代の私たちが聞いてもなるほどと納得するような、先進的な考え方が表明されている。福沢は幕末にアメリカやヨーロッパ諸国を何度も訪問し、広く世界に目を向け、その目で日本を見て、その行くべき道を示したのである。

福沢は、「人権」を人民に天から授けられたものとして、「そもそも政府と人民の関係というのは、基本的人権に関してはまったく平等である」「愚かな民の上にはきびしい政府がある、よい民の上にはよい政府がある」と、人民と政府の関係を論じている。また、「この世に生まれた者は、男であっても人間、女であっても人間である」と、男女平等を説く。このように封建的な思想をズバリ批判し、新しい社会の人間中心のあり方を示した。

この福沢の思想の方向で日本が進んで行けばよかったのだが、日本は明治22年に天皇制を柱とした大日本帝国憲法を制定、富国強兵、アジアの植民地化という軍事路線に突っ走って行ったのである。国内では「人権」を徹底的に抑圧、「平等」どころか政府が人民を完全に支配した。斎藤氏は、もし福沢がその後も生きてがんばっていたら「もしかしたら太平洋戦争を回避することもできたのではないだろうか」と述べている。その意味でも、いま福沢諭吉を再評価する意義は、大いにあるのではないかと思う。